

技術・人文知識・国際業務の概要・要件

この在留資格は、専門的・技術的分野において外国人を受入れるために設けられている在留資格で(通称「技人国」)、この資格を持つ滞在者は、すでに25万人以上にのぼります。

ITエンジニアや機械工学等の技師者、財務やコンサルタント、マーケティング業務などの総合職や、海外営業、通訳など外国人の知識をいかした国際業務に従事する者が対象となり、従事する業務に必要とされる技術や知識に関連する学歴又は実務経験が求められます。また、日本人と同等以上の報酬も必要となります。在留期間は3か月、1年、3年、5年のいずれかで決定されます。

本邦の公私の機関との契約に基づくことが必要で、その契約の形態は、直接雇用の他に派遣や委託、委任、嘱託等も可能ですが、特定の機関との継続的なものでなければなりません。

「技術・人文知識・国際業務」で就労できる分野

| | | |
|--|---|--|
|  <h4>技術</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 理学 ● 工学 ● その他の自然科学の分野 |  <h4>人文知識</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 法学 ● 経済学 ● 社会学 ● その他の人文科学の分野 |  <h4>国際業務</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 翻訳 ● 通訳や語学の指導 ● デザイン ● 商品開発など外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務 |
|--|---|--|

手続き

採用を予定している外国人が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当するかどうかを検討する場合、外国人が従事する業務内容を明確にし、その業務が外国人の学歴又は実務経験と関連していることを確認します。

技術、人文知識、国際業務に分類されていますが、実際の業務では設計の技術、知識を活かして行う営業や、マーケティングの知識を活かして行うソフトウェアの開発など、「技術・人文知識・国際業務」の各カテゴリーが複合的になっていることが多く、申請の際には業務内容を精査し、外国人本人の経歴と業務内容の関連性を適切に記載することが必要です。

(詳細は専門家にご相談されることをお勧めいたします。)

技術・人文知識 を検討する場合

従事しようとする業務について下記のいずれかに該当し、必要な技術又は知識を修得していること。そして、その業務は、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とするものであって、単に経験を積んだことにより有している知識では足りず、学問的・体系的な技術・知識を必要とする業務でなければなりません。

学歴要件

- 大学を卒業、又はこれと同等以上の教育を受けたこと
- 本邦の専修学校の専門課程を修了したこと

実務経験要件

10年以上の実務経験(教育機関での関連科目を専攻した期間も含む)

国際業務 を検討する場合

外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務であり、外国の社会、歴史・伝統の中で培われた発想・感覚を基にした一定水準以上の専門的能力を必要とするものでなければなりません。その判断基準として、下記のいずれにも該当することが求められます。

- 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること
- 従事しようとする業務に関連する業務についての3年以上の実務経験が有ること

※ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合には、3年の実務経験の要件は必要とされません。

在留資格の不許可事例

「技術・人文知識・国際業務」の資格を取得する外国人がおこなう業務は、「技術や知識などの専門性が必要な業務」であり、単純作業のような業務は認められません。また、外国人が大学や専門学校で専攻した科目と関連しない分野の業務に関しては、専門性を有していると判断されません。専攻科目と職務内容が一致していたとしても、会社にとって実際に必要な業務と判断されない場合にも、不許可となる可能性があります。

以下の不許可事例を参照いただき、採用を検討する際の参考にしてください。

不許可理由：従事しようとする業務内容について在留資格の活動に該当せず

| | | | | |
|-----|-------|---|-----|---------------------------------------|
| 事例1 | 企業 | 業種：飲食店 業務内容：料飲店の経営 | 外国人 | 学歴：大学卒業 専攻：情報システム工学科 |
| | 不許可内容 | 本邦の料理店経営を業務内容とする企業との契約に基づき、コンピューターによる会社の会計管理(売上、仕入、経費等)、労務管理、顧客管理(予約の受付)に関する業務に従事すると申請があったが、会計管理及び労務管理については、従業員が12名という会社の規模から、それを主たる活動として行うのに十分な業務量があるとは認められないこと、顧客管理の具体的な内容は電話での予約の受付及び帳簿への書き込みであった。当該業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められなかったため不許可。 | | |
| 事例2 | 企業 | 業種：電気部品の製造業 業務内容：部品の加工、組み立て、検査、梱包業務 | 外国人 | 学歴：本邦の専門学校卒業 |
| | 不許可内容 | 当該工場には技能実習生が在籍しており、当該外国人と技能実習生が行う業務のほとんどが同一のものであった。当該業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められなかったため不許可。 | | |
| 事例3 | 企業 | 業種：菓子製造業 業務内容：工場にて洋菓子の製造 | 外国人 | 学歴：栄養専門学校卒業 専攻：食品化学、衛生教育、臨床栄養学、調理実習など |
| | 不許可内容 | 外国人の当該知識を活用して、洋菓子の製造を行うとして申請があった。当該業務は、反復継続によって従事可能な業務であり、高度な知識を要する業務と認められなかったため不許可。 | | |

不許可理由：申請内容と実態が異なっている

| | | | | |
|-----|-------|--|-----|--------------|
| 事例4 | 企業 | 業種：ホテル 業務内容：予約管理、通訳業務を行うフロントスタッフ | 外国人 | 学歴：本邦の専門学校卒業 |
| | 不許可内容 | 入社当初は、研修の一環として、1年間は、レストランでの配膳業務、客室清掃業務にも従事すると申請があったが、当該ホテルにおいて過去に同様の理由で採用された外国人が、当初の研修予定を大幅に超え、引き続き在留資格該当性のない、レストランでの配膳業務、客室清掃等に従事していることが判明した。当該業務の大半が在留資格該当性のないものと判断されて不許可。 | | |

不許可理由：現在留状況における素行が不良であった

| | | | | |
|-----|-------|---|-----|-----------------------------|
| 事例5 | 企業 | 業種：貿易・海外業務 業務内容：海外取引業務 | 外国人 | 学歴：大学卒業 専攻：商学部 ※在留資格を留学から変更 |
| | 不許可内容 | 当該外国人は「留学」の在留資格で在留中、1年以上継続して月200時間以上のアルバイトをしていたことが今申請において明らかとなり、資格外活動許可の範囲を大きく超えて稼働していた。在留状況が良好であると認められなかったため不許可。 | | |

不許可理由：学歴要件が満たしていなかった

| | | | | |
|-----|-------|---|-----|----------------------------|
| 事例6 | 企業 | 業種：飲食店運営 業務内容：商品開発、店舗開発、販促企画等 | 外国人 | 学歴：専門学校卒業 専攻：国際コミュニケーション学科 |
| | 不許可内容 | 当該学科において、接客、外国語学習、異文化コミュニケーション、観光サービス論等を履修した者が、飲食店を運営する企業において、店舗管理、商品開発、店舗開発、販促企画、フランチャイズ開発等を行うとして申請があった。当該業務は経営理論、マーケティング等の知識を要するものであるとして、専攻した科目との関連性が認められなかったため不許可。 | | |